平成３１年度　土木一式Ａ１グループ資格要件確認申請要領

奈　良　県

平成３０・３１年度の格付において、土木一式Ａ等級である建設業者のうち、下記申請要件を満たし平成３１年度における「Ａ１グループ」の認定を希望される建設業者は、下記により確認申請を行って下さい。

※本申請における「Ａ１グループ」の認定の有効期間は、**平成３１年６月１日から平成３２年５月３１日まで**とします。

※審査結果については、ホームページ（http://www.pref.nara.jp/4331.htm）（検索サイトで「奈良県建設工事入札参加資格」と入力し、検索結果からアクセスすることもできます。）で平成３１年６月１日に掲載予定の「平成３１年度奈良県入札参加資格業者名簿」でご確認ください。

※有効期間内は、申請書の記載誤りや添付書類不備による格付けの評定事項にかかる項目について追加・変更はできません。
申請の際には、内容を十分に確認したうえで申請してください。

県土マネジメント部、まちづくり推進局、農林部、水道局（当該部局の出先機関を含む）が発注するすべての建設工事及び建設工事に関連する委託業務は、電子入札により入札を行うこととなっております。

電子入札についてのURL（http://www.pref.nara.jp/10553.htm）

公共工事等に関する電子入札の登録がお済みでない方は、「公共工事等電子入札利用者情報申請書」を別途提出のうえ、手続きを進めてください。

利用者登録についてのURL
（http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?itemid=153106&preview=42219）
検索サイトで「奈良県電子入札ポータルサイト」と入力し、検索結果からアクセスすることも可能です。

電子入札に関するお問い合わせ先：奈良県県土マネジメント部
建設業・契約管理課入札契約係
TEL:0742-27-7486

当申請についてのお問い合わせ先
奈良県県土マネジメント部
建設業・契約管理課公共工事契約管理係
TEL:0742-27-7425
FAX:0742-27-5313

	土木一式Ａ１グループ
対象者	○平成３０・３１年度土木一式A等級に格付けられている建設業者の中で、以下の申請要件を全て満たしたうえで「Ａ１グループ」としての位置づけを希望する建設業者。
申請要件	○平成２９年１０月１日から平成３０年９月３０日までの期間を審査基準日（決算日）とする経営事項審査（以下「経審」という。）を受けている者。（承継等のため、審査基準日がこの期間以降となる場合等には、この申請までに経審の申請が奈良県建設業・契約管理課において受理されていること。） ○経審の総合評定値通知書（以下「経審総合評定値通知書」という。）及び確認申請時点において土木一式工事の許可種別が特定建設業であること。 ○経審総合評定値通知書及び確認申請時点において資本金が４０００万円以上であること。 ○確認申請日以前３ヶ月以上常時雇用している土木一式工事の１級技術者（国土交通大臣の特別認定者含む）数が１０名以上であること。
申請方法	○**持参**に限ります。（申請内容について説明できる方が持参して下さい。）
受付場所 受付期間	○奈良県庁分庁舎５階　５１会議室 平成３１年1月１５日（火）～１６日（水） ※奈良県庁駐車場使用料金は１日１回 1,000 円、2 時間未満は無料です。 **本受付において待ち時間や審査時間で駐車時間が2時間を超えても駐車券発行等の対応は行いません**のでご承知おきください。 なるべく公共交通機関をご利用ください ○中和土木事務所　入札室１ 平成３１年1月１７日（木）～１８日（金） ※上記のどちらの受付場所でも申請できます （例えば、大和高田市内に本店を有する方が県庁や中和土木事務所で申請することも可）
受付時間	○午前９時３０分～午前１１時３０分／午後１時３０分～午後４時００分 （最終入室時間は受付終了の５分前まで）

提出が必要な書類（土木一式Ａ１グループ確認用）

提出書類番号	提出書類
提示書類（必須）	下記表中の提出書類２の経審の基となる決算変更届（土木事務所受付印のあるもの） ※必ずご持参ください。内容確認後返却いたします。
1 必須	平成３１年度　土木一式工事Ａ１グループ資格要件確認申請書 （様式１）＜２部（うち１部写し可）＞
2 必須	経審総合評定値通知書の写し （審査基準日が対象期間内である経審を申請中で、通知書が届いていない場合は、申請書提出時には建設業・契約管理課の受付印が押された経審の「受付票」の写しと「経営規模等評価申請書」（様式第二十五号の十一）の写しを添付し、後日通知書が届き次第、写しを当課あて郵送してください。） ※平成３０年４月１日に経営事項審査の加点点数、項目が改正されましたが、経審総合評定値通知書については、改正前に受審されたものでも改正後に受審されたものでもどちらで提出いただいても受付します。 ただし、評定点の算定に当たっては提出された経審総合評定値通知書の総合評定値（Ｐ）で算定することになりますので、ご留意ください。
3 必須	経審総合評定値通知書の基礎となった「技術職員名簿【２００００５帳票】」の写し＜２部＞（奈良県知事許可業者については、建設業・契約管理課の受付印があるものに限ります。以下同じ。） 技術職員名簿記載の職員のうち確認申請時点までに退職した者がある場合は、その者の氏名を赤字二重線で消してください。 ※技術者が退職したが、退職の日から２か月以内に、該当格付要件を満たす資格を持った技術者を新たに雇い入れた場合、退職者の退職年月日が確認できる書類（雇用保険喪失届け等の写し）、新たに雇用された技術者の雇用開始日がわかる書類、並びに新たに雇用された技術者の資格が確認できる書類を提出して下さい。**（技術職員名簿の退職者の氏名をラインマーカーし、余白に新たに雇用された技術職員の氏名を記載して線で結んでください。）**
4 該当のみ	以下の①又は②に該当する場合には、次の書類を提出して下さい。**ただし、以下の②の場合は、提出書類に記載されている雇用確認書類は不要ですが、対象者について上記３の技術職員名簿にラインマーカーを引いてください。** ①入札参加資格申請日以前３か月以上常時雇用している技術職員がいるにもかかわらず、経審では審査基準日以前６か月を超える恒常的雇用が必要なため経審の技術職員名簿に記載されていない場合 ②経審の審査基準日及び入札参加資格申請時点において直接的・恒常的雇用関係のある技術職員が資格を保有しているにもかかわらず、経審では２業種までの申請となるためその資格が経審の技術職員名簿に記載されていない場合

	＜提出書類＞ ○**技術者資格確認書（格付基準確認用）**（様式２） ○**当該資格を保有していることが確認できる書類**（監理技術者資格者証の写し、合格証明書等の写し又は実務経験証明書） ○**雇用確認書類（下記１～４にそれぞれ該当する書類①及び②）** １．社会保険・雇用保険加入者 ①（社会保険）標準報酬決定通知書（写し） ②（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会（写し） ２．社会保険加入者（雇用保険適用除外） ①（社会保険）標準報酬決定通知書（写し） ②（社会保険）健康保険被保険者証（写し） ３．雇用保険加入者（社会保険適用除外） ①国民健康保険保険証（写し） ②（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会（写し） ４．社会保険、雇用保険適用除外者 ①国民健康保険保険証（写し）又は後期高齢者医療被保険者証（写し） ②入札参加資格申請日から３ヶ月以上の勤務状況確認書類（給与台帳、出勤簿等）（写し）（個人事業主及び同居の親族並びに法人の役員の場合は不要）
5 該当 のみ	国土交通大臣の特別認定を受けている者がいる場合は、その技術者も格付けに際しては、その業種に限り認定された等級の技術者として取り扱うので、次の書類を提出してください。（主観的要素判定基準の技術職員数の項目においても評定点加算の対象となります。） ア　国土交通大臣認定書の写し イ　監理技術者資格者証の写し ※国土交通大臣の特別認定を受けている者とは、指定建設業について１級等の国家資格者と同等以上の能力を有すると認定された者をいいます。
6 該当 のみ	CPDS・CPD 経審総合評定値通知書の基礎となった「技術職員名簿（上記３）」に記載されている者（入札参加資格申請時点に在籍している者に限る。）に係る「学習履歴証明書（(一社)全国土木施工管理技士会連合会（東京都千代田区五番町 6-2 ホーマットホライゾンビル１Ｆ　TEL:03-3262-7438）が発行したもの。平成 26 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に受講したものに限る。)」の写しを提出してください。
7 該当 のみ	労働福祉の状況 退職一時金制度と企業年金制度について、<u>下記（１）と（２）のいずれにも</u>該当する方（入札参加資格審査申請日時点）は当該事項が確認できる書類を提出してください。 （１）退職一時金 下記のうちいずれかに該当する場合 ①労働協約・就業規則に退職手当の規定がある ②中小企業退職金共済制度へ加入している ③特定退職金共済制度へ加入している （２）企業年金 下記のうちいずれかに該当する場合 ①厚生年金基金に加入している

	②確定給付企業年金制度を導入している ③確定拠出年金制度を導入している
8 該当 のみ	災害協定 入札参加資格申請時点において奈良県と災害協定を締結している団体の会員となっている方は、**災害協定を締結している団体が発行した書類（団体の会員であることが確認できるもの）の写し**を提出してください。
9 該当 のみ	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録 入札参加資格審査申請時点において、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしている方は、**奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し（発行後３年以内のもの）**を提出してください。 ※奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の詳細については、雇用政策課のホームページをご覧ください。
10 該当 のみ	保護観察対象者等の雇用、協力雇用主登録 入札参加資格審査申請時点において、協力雇用主登録をしている方は、**保護観察対象者等雇用に関する証明書（様式３）**（協力雇用主登録のみの証明の場合は**発行後３ヶ月以内**のもの）を提出してください（奈良保護観察所長印のあるものに限ります。）。 ※奈良保護観察所への証明依頼方法については様式４下部を参照してください。
11 該当 のみ	建設業労働災害防止協会 入札参加資格審査申請時点において、建設業労働災害防止協会に加入している方は、建設業労働災害防止協会奈良県支部が発行する**会員証明書の写し（H30.11.1 以降**のもの）を提出してください。
12 該当 のみ	常用労働者である障害者を雇用している場合 常用労働者（平成 31 年 4 月 1 日現在で勤務１年以上となる者）である障害者を雇用している場合には、当該障害者に係る次の書類を提出してください。また、法律により、障害者雇用状況報告書の提出が義務づけられている場合には、その報告書の写しも併せて提出してください。 ア．障害者であることが確認できる書類の写し（「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」等） イ．雇用保険の加入を確認できる書類（**発行後３ヶ月以内**のもの。事業所別被保険者台帳照会）の写し ウ．健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類（標準報酬額決定通知書等）の写し エ．本人の同意書の原本 なお、雇用保険等に加入義務のない場合には、経審申請の際の技術者の在籍確認と同様の書類を提出してください。

○　提出部数

１　部　（**様式１**及び**上記３の「技術職員名簿」の写し**については**２部**

（様式１のうち１部（写し可）は押印後返却します。））

※　提出書類は日本工業規格Ａ４判とし、上記１から１３の順に書類を並べ

クリップ綴じして下さい。（ファイル綴じはしないで下さい。）

※４～１３は該当する方のみ提出して下さい。

○　その他

※申請書類は、**奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課のホームページからダウンロード**して提出してください。

※建設業・契約管理課ホームページ↓

http://www.pref.nara.jp/22064.htm

※申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入調査を行うことがあります。
※建設工事の適正な施工の確保等のために県が必要と認めた場合には、建設業法に基づく立入調査を行います。
※奈良県が保有する債権（県税等）及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。
※記入上の注意（土木Ａ１グループ確認用）をよくお読みください。
※様式１の本社内容の欄に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
※本申請要領記載の受付期間以外は受付できません。
※本申請において補正指示を受けた者は、その指示期日までに補正等をされない場合は登録されません。

記 入 上 の 注 意 （土木Ａ１グループ確認用）

共通事項

①様式は奈良県建設業・契約管理課ホームページからダウンロードしてご利用下さい。
②記入には黒の万年筆又はボールペンを使用し、かい書で丁寧に記入して下さい。
（ワープロ打ち可。）

○ 平成３１年度　土木一式工事Ａ１グループ資格要件確認申請書（様式１）

	注意事項	参照対象となる要領上の提出書類番号
①	申請年月日は申請書類の提出日を記入してください。	―
②	「代表者氏名」欄は、カナ・漢字とも苗字と名前の間を1文字分空けて記入してください。「代表者氏名」欄横の印欄に代表者の印を**押印**して下さい。（実印・使用印いずれでも可。）	
③	電話番号は、市外局番・局番・番号をそれぞれ「－（ハイフン）」で区切って下さい。郵便番号も同様に「－（ハイフン）」を用いてください。	
④	「許可番号」欄には、経審総合評定値通知書に記載の許可番号（経審総合評定値通知書を受領後に変わっている場合は、変更後の許可番号）を記入してください。	
⑤	「許可年月日」欄には、土木工事業の許可年月日を記入してください。	
⑥	「経営事項審査基準日」欄には、経審総合評定値通知書に記載されている審査基準日を記入して下さい。対象となる審査基準日は平成29年10月1日～平成30年9月30日の間で直近のものです。ただし、承継等のため、審査基準日が当該期間以降となる場合にはこの限りではありません。	
⑦	「資本金額」欄には、経審総合評定値通知書に記載の資本金額を記入してください。	
⑧	「土木一式許可種別」欄は、経審総合評定値通知書に記載されている土木一式の許可区分を記入してください。	
⑨	「土木一式総合評定値」欄は、経審総合評定値通知書に記載されている土木一式の総合評定値の点数を記入してください。	
⑩	「土木一式1級技術職員数（格付基準）」欄には、経審の審査基準日における土木一式の技術職員数（以下（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、経審総合評定値通知書に記載されている技術職員数とは異なることがあります。）を記載してください。 （ア）入札参加資格申請日以前3か月以上常時雇用している技術職員がいるにもかかわらず、経審では審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用が必要なため、経審の技術職員名簿に記載されていない場合＜格付基準においては、審査基準日以前6か月を超える恒常的雇用は関係ありません。＞	4

⑩	（イ）経審の審査基準日において、直接的・恒常的雇用関係のある技術職員が資格を保有しているにもかかわらず、経審では2業種までの申請となるため、経審総合評定値通知書に反映していない場合＜格付基準においては、2業種を超えるものも技術職員数に計上します。＞ （ウ）経審の審査基準日以前6か月を超える直接的・恒常的雇用関係のある技術職員がいたが、入札参加資格申請時点において既に退職している場合	4
⑪	技術職員（主観点）」欄には、上記表中における提出書類2の経審総合評定値通知書の基礎となった「技術職員名簿（上記表中における提出書類3）」に記載されている者（確認申請時点に在籍している者に限る。）について、1級土木施工管理技士等、2級土木施工管理技士等、一定以上の実務経験を有する者の人数をそれに該当する欄に記載してください。 同一の技術職員が複数の資格を有する場合は、最も加点が高い資格に対してのみ該当する欄に記載してください。 例えば、技術職員名簿に1名の記載（確認申請時においても在籍）があり、当該者が2級土木施工管理技士と1級建築士の資格を保有している場合は、「1級」欄には「1」、「2級」欄は「0」、「実務経験」欄には「0」と記載してください。 「技術職員名簿」に記載されている者が、「技術職員名簿」に記入のある資格より高い主観点の加点となる資格を保有する場合は、当該資格に係る主観点の加点となります。当該資格を保有していることが確認できる書類を提出してください。 ・「1級土木施工管理技士等」とは、1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級建築士、国土交通大臣の特別認定者(土木工事業、建築工事業又はほ装工事業に限ります。)をさします。 ・「2級土木施工管理技士等」とは、2級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士(土木)、2級建築施工管理技士（建築）、2級建築士をさします。 ・「一定以上の実務経験を有する者」とは建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者をさします。	3
⑫	「CPDS」欄には、上記表中における提出書類2の経審総合評定値通知書の基礎となった「技術職員名簿（上記表中における提出書類3）」に記載されている者（確認申請時点に在籍している者に限る。）に係る「学習履歴証明書（(一社)全国土木施工管理技士会連合会が発行したもの。平成 26 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に受講したものに限る。）」（各講習会の主催者が発行した受講証明書は不可）に記載されている CPD の取得ユニット数の合計値を記載してください。	6
⑬	「労働福祉」欄には、退職一時金制度と企業年金制度の両方を導入又は加入している方は「有」に〇印を付けてください。該当しない方は「無」に〇印を付けてください。	7
⑭	「災害協定」欄には、確認申請時点において奈良県と災害協定を締結している団体の会員となっている方は〇印を付けてください。	8
⑮	「社員・シャイン」欄には、入札参加資格審査申請時点において、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしている方は「有」に〇印を付けてください。該当しない方は「無」に〇印を付けてください。	9
⑯	「保護観察対象者等の協力雇用主登録」欄には、入札参加資格審査申請時点において、保護観察対象者等の協力雇用主登録をしている方は「有」に〇印を付けてください。該当しない方は「無」に〇印を付けてください。	10

⑰	「労災防止協会」欄には、入札参加資格審査申請時点において、建設労働災害防止協会に加入している方は「有」に〇印を付けてください。該当しない方は「無」に〇印を付けてください。	11
⑱	「障害者雇用」の「法定雇用人数」欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律により「障害者雇用状況報告書」の提出が義務づけられている場合には、法定雇用障害者数を、また、提出が義務づけられていない場合には、「0」を記入してください。 また、「実雇用人数」欄には、平成 31 年 4 月 1 日現在における常用労働者（平成 31 年 4 月 1 日現在1年以上継続して雇用されている者をいいます。）である障害者の人数を記入してください。 ・「障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に定める「身体障害者」、「知的障害者」又は「精神障害者」をいいます。	12
⑲	「有形固定資産」欄には、上記表中における提出書類2の経審総合評定値通知書の基礎となった決算変更届（上記表中における提示書類）の添付書類である貸借対照表に記載の「機械・運搬具」と「工具器具・備品」の**減価償却後**の額を転記してください。	提示書類
⑳	「受付番号」欄、「業者番号」欄には、何も記入しないでください。	―